

(案) ごみ減量化推進優良事業所表彰の対象となる事業所

○山崎製パン(株)福岡工場
古賀市古賀 69

認定項目①④⑤⑥⑦(7~9ページ)

【表彰理由】環境全般への取組意識が高く、環境対策専門部署の配置や発生抑制に対する取り組みが積極的で、従業員による分別の徹底また取組者との通いによるダントン化など、箱利用による積極的な取り組んでいる。

○株式会社ピエトロ 賀賀市唐部335-43

認定項目④⑤⑥⑦(7~9ページ)

【表彰理由】ごみ分別の指導徹底やごみ分離を実施している。

○株式会社古賀環美サービスセンター

認定項目③⑤⑥⑦(7~9ページ)

【表彰理由】ISO14001の環境方針、また“物を大事に取り扱う”会社方針にしたがい、社員一丸となつてごみの減量化・適正管理・社内リサイクルの徹底に努めているほか、市内の一帯域と連携した生ごみの減量化・資源化に特化した取組みを実施している

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定実施要綱における表彰
に係る基準（案）

- 1 本基準は、古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する表彰について必要な事項を定めるものとする。
- 2 表彰対象は、要綱に基づく優良事業所、かつ、過去に本表彰をされていない事業所とする。
- 3 表彰の頻度は概ね3年に1回とし、表彰対象の数は概ね3事業所とする。
- 4 表彰対象は次の①および②を満たす事業所とする。
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第3条に基づく事業所の責務を果たしていること。
 - ② 一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他の減量化に資する活動の成果が顕著であるとともに、実績等について確認ができる事業所であること。
- 5 表彰の基準は次のとおりとする。
 - ① 別添の表彰評価基準兼審査票（以下「審査票」という。）項目1から5までのうち、該当する項目ひとつにつき1点を付与し、合計点数が上位の事業所を表彰の基準とする。
 - ② ①において同点であった場合に、消費者や市民など対外的な減量化の意識高揚を図る取組を重点項目とするため、審査票の3または4を満たしている項目の多いほうを上位とする。

附 則

この基準は、平成31年 月 日から施行する。

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定表彰評価基準兼審査票（案）

表彰の目的：事業所及び市民の意識の高揚
一般廃棄物全体会の減量化の推進

認定事業所名 項目	山崎製パン株式会社 福岡工場	株式会社カイセイ	株式会社ビエトロ	医療法人 聖恵会	福岡倉庫株式会社古賀 営業所	ホームプラザナフコ 古賀店	くまや蒲鉾株式会社 くま賀店	コスモス環境株式会社 古賀店	株式会社古賀環境美 サービスセンター
1 容易に再資源化できる品目（ダンボール、新聞、雑誌、缶、びん、ペットボトル）を排出している場合、分別・再資源化を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 ごみの発生抑制・再資源化に対する 2社的な取組・啓発を実施している。 (付表1取組項目参照のこと)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 店頭での資源回収実施など、社外のごみ減量化に資する取組を行っている。									
4 消費者へ向けたP.O.P・エコマーク商品など、社外のごみ減量化意識高揚を図る取組を行っている。					○				
5 その他特筆すべき取組を行っている。 (付表2取組項目参照のこと)	大根川一斉清掃・アダプトプログラム							ラブアースクリーン アップ・アダプトプログラム	
	4	2	3	2	2	2	2	3	5

付表1) 異生抑制剤組成物例

- ・電子化によるコピー用紙削減
 - ・裏紙利用の徹底等によるコピー用紙削減
 - ・他の

付表2) 特筆すべき取組項目例

- 他の事業所に比べて著しい発生抑制を達成している品目がある。・3Rの取組を地域貢献や教育活動支援につなげている。・市民のごみ減量化・資源化意識高揚に貢献する環境活動を行っている。・他の事業所に見られない独自性のある取組（減量化・資源化）が実施されている。

ごみ減量化推進優良事業所認定制度 認定一覧

申請者	項目	取組内容
山崎製パン㈱福岡工場	1	・製品フィルム包装の厚さを見直し、製品1個当たりの容器包装重量の削減。 ・中華まん用トレーの軽量化。
	4	・袋物のパン(バターロール)で留め具の使用を中止し、包装に「減装商品」のロゴマークを表示。
	5	・裏紙の利用促進、消耗品の適正出庫。 ・取引業者との通い箱利用によるダンボールレス化。 ・生産開始前のラインテスト実施によるロスの削減。 ・事務所・現場での分別の徹底。
	6	・毎月パトロールを実施し、従業員に分別を呼びかけている。 ・新入社員フォロー研修で講話をを行い意識の高揚を図っている。
	7	・管理職を中心に毎月1回環境推進会議を開催している。
	2	・発泡スチロールの破損物や使用済みの物は、発泡スチロール製造メーカーへ返却し、リサイクルを実施。
	5	・トイレットペーパーやコピー用紙に再生紙を使用している。 ・コピー用紙の裏面は必ず利用するよう会社全体で実施している。 ・古紙は、廃品回収、古紙回収業者へ持ち込むなどして、減量化につながる活動をしている。
(株)カイセイ	6	・従業員に対してごみの分別を指導し、実施している。
	4	・自社商品へのリサイクルマークの表示を実施。
	5	・トイレットペーパーは再生紙を使用。 ・ダンボールは環境にやさしいCフルート製を使用。 ・分別ボックスを設置している。 ・通函の活用(ボトル納入時等、メーカーへ返却)。 ・ダンボールのリユースを実施。
	6	・従業員に対し、ごみ分別の指導を徹底している。
	7	・事業所ごみ減量化の為、業務課にて管理。
	5	・生ごみの水切りを徹底している。 ・事業所内に分別ボックスを設置するなど、資源ごみの分別に積極的に取組んでいる。 ・使用済みのコピー用紙等は、廃品回収に出すなど減量化につながる活動をしている。
	6	・職員入職時のオリエンテーションでごみの分別を指導している。 ・職員に対し、その都度ごみの分別・減量化を指導している。
(医)聖恵会	7	・故障した製品の修理に努めている。
	5	・事業所内に分別ボックスを設置するなど、資源ごみの分別に積極的に取組んでいる。 ・書類関係は紙溶解リサイクル業者と契約、資源化している。
	6	・ISO14001(環境)教育訓練計画・環境方針・目的目標の周知・環境5S運動・エコキャップ運動の実施。
	2	・ロープ、チェーン、ワイヤーなど量り売り・切り売りを推進している。
	5	・取引先との商品やり取りは、繰り返し使用できる折りたたみコンテナを使用。
	6	・朝礼や研修会などで、従業員に対してごみ減量化を呼びかけている。
	5	・納品時の包材(ダンボール)を納入業者の方に協力してもらい、コンテナにて搬入回収している。 ・事業所内に分別ボックスを設置するなど、資源ごみの分別に積極的に取組んでいる。 ・商品の包材(ロール)はロスを出さないよう機械装着を丁寧にするよう心掛けている。
くまや蒲鉾(株)	6	・ごみ減量化や分別を従業員に指導し、実施している。
	5	・生ごみの水切りを徹底している。 ・事業所内に分別ボックスを設置するなど、資源ごみの分別に積極的に取組んでいる。 ・トイレットペーパーやコピー用紙に再生紙を使用している。
	6	・朝礼や研修会で従業員に対してごみ減量化を呼びかけている。 ・従業員に対してごみの分別を指導している。
	3	・一部地域と連携した生ごみリサイクル事業を実施している。
	5	・事業所内に分別ボックスを設置し、資源ごみの分別に積極的に取組んでいる。 ・コピー機使用方法をルール化、裏面使用や古紙のリサイクルを行っている。
	6	・ISO14001(環境)環境方針(ごみの減量化、適正管理、社内リサイクルの徹底)の取組実施のため、朝礼時社員全員で唱和している。
	7	・5S活動を実施し、ごみの発生抑制、長寿命化に努めている

古賀市告示第138号

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定実施要綱を次のように定める。

平成29年9月1日

古賀市長 中村 隆象

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他の減量化（以下「減量化」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「古賀市ごみ減量化推進優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定することで、事業所が行う一般廃棄物の減量化に資する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を周知することにより、一般廃棄物の減量化に対する事業所及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物全体の減量化の推進を図ることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定（以下「認定」という。）の対象となる事業所は、別表に掲げる項目のうち2以上を満たすものとする。

(申請等)

第3条 認定を受けようとする事業所は、古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定申請書（様式）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、認定の適否を審査し、認定することを決定したときは、当該申請をした事業所に認定証を交付する

ものとする。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定した事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第2条に規定する対象たる要件を満たさないこととなったときその他認定が適当でないと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定を取り消したときは、書面をもって、認定を取り消した事業所に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた事業所は、速やかに前条第2項に規定する認定証を市長に返還しなければならない。

(周知)

第5条 市長は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化に資する活動の内容その他の認定に係る事項について広く周知するものとする。

(調査)

第6条 市長は、必要に応じて、一般廃棄物の減量化に資する活動の状況を把握するために、実地調査を行うことができる。

(表彰)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量化に資する活動の成果が顕著な優良事業所について、実績等に基づき、表彰を行うものとする。

2 市長は、被表彰者を決定しようとするときは、古賀市環境審議会（古賀市環境基本条例（平成16年条例第17号）第24条に規定する古賀市環境審議会をいう。）及び古賀市環境政策調整委員会（古賀市環境政策調整委員会規程（平成14年9月訓令第18号・教育委員会訓令第12号）第1条に規定する古賀市環境政策調整委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	具 体 例
1 レジ袋削減・簡易包装を推進する取組	<ul style="list-style-type: none">・マイバッグ持参運動を推進している。・消費者にレジ袋削減協力の声かけを実施している。・レジ袋不要カード制を導入している。・レジ袋削減に関してスタンプ制・エコポイント制を導入している。・レジ袋を有料で販売している。・簡易包装を実施している。・消費者に簡易包装協力の声かけを実施している。・取引先に対し簡易包装を働きかけている。
2 使い捨て製品等削減への取組	<ul style="list-style-type: none">・詰め替え製品を積極的に販売している。・飲料製品においてびん類を積極的に販売している。・プラスチック製容器や発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を縮減している。・量り売りを推進している
3 資源回収の実施	<ul style="list-style-type: none">・牛乳パックや食品トレーなどの店頭回収を行っている。・酒類を販売している店舗において、ビール瓶や一升

		瓶などの引き取りを積極的に行っている。
4	消費者のごみの減量化の意識高揚を図る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、P O P 広告等の掲示物、刊行物若しくは広告チラシ又は販売促進イベント等で、ごみの減量化を呼びかけている。 ・消費者向けに、再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーを設置している。
5	事業所におけるごみの減量化の実施・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広告チラシ、コピー用紙など事業に使用する紙につき、裏面活用する等積極的な減量を図っている。 ・会議資料のペーパーレス化を推進している。 ・生ごみの水切りを徹底している。 ・生ごみ処理機の導入や、食品廃棄物の削減に取り組んでいる。 ・事業所内に分別ボックスを設置するなど、資源ごみの分別に積極的に取り組んでいる。 ・使用済みのコピー用紙等は廃品回収に出すなど減量化につながる活動をしている。 ・トイレットペーパーやコピー用紙に再生紙を使用している。 ・取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる。
6	従業員のごみの減量化の意識高揚を	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼や研修会などで、従業員に対してごみ減量化を呼びかけている。 ・従業員に対して、ごみの分別を指導している。

	図る取組	
7	その他の活動	<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量化のための内部組織を設置している。・故障や破損した製品の修理を行っている。・フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について便宜を図っている。・再生品の積極的な販売を行っている。

様式（第3条関係）

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定申請書

年 月 日

（宛先）古賀市長

（申請者）

所在地

名 称

代表者

担当者

（電話)

古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定実施要綱第3条の規定により、次のような取り組みを行っていることから認定を申請します。

項目番号	該当する項目に○	取り組み内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

※ 記載しきれない場合には、別紙を添付してください。